

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、市長から、平成24年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 特定の事件（平成24年度）

下水道事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

都市建設局土木部関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年3月21日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【公共下水道使用料】 使用料の妥当性の検討 下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない使用料が著しく低い施設については、必要な申告がなされていない可能性が最も懸念されるところである。 しかしながら、現状においては、申告そのものが行われているかどうかを検討する仕組みが十分に備わっていない。 特定の業種に絞って、その比較を行うことで調査対象を検討することも一つの方法であり、地域を限定して申告の有無や使用料の状況を比較する方法も考えられる。 いずれにしても、公共下水道が適正に使用されているかどうか、そして、その使用量が妥当かどうかという観点をより重視していく必要がある。 (報告書 89頁)</p>	<p>1.【公共下水道使用料】 使用料の妥当性の検討 平成26年度から平成28年度にかけて、順次、スポーツ施設、温泉施設及びガソリンスタンド業を対象とした同一業種間の排水量比較調査を行い、当該結果に基づく適正な改善指導を実施した。 また、排水量申告を行っている施設についても、申告内容の適正性を確認するため、約300施設を対象に、毎年約60施設ずつ、5年に1度の実態調査等を計画的に実施している。</p>
<p>2.【個人設置浄化槽の維持管理】 法定検査実施状況について 適切に維持管理を行っている浄化槽管理者がいる一方で、保守点検、清掃の必要性を十分認識せずに法定検査を過怠している浄化槽管理者を放置することは、浄化槽行政に対する信頼性を損な</p>	<p>2.【個人設置浄化槽の維持管理】 法定検査実施状況について 法定検査の受検の促進を図るためには、未受検者の把握が必要なことから、平成27年度までに浄化槽の設置状況を把握するための浄化槽台帳の整備を完了させるとともに、浄化槽台帳に指定</p>

うものであり、市民に対する公平性確保の観点からいってもこれを放置することには問題がある。

このため、行政である相模原市は関連部署と調整を図り、業務を行う保守点検業者、指定検査機関などと連携して、浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化する必要がある。

(報告書 159 ~ 164 頁)

検査機関から提出された法定検査結果等を入力した浄化槽維持管理台帳を作成した。

浄化槽の維持管理を確保するため、平成28年度には他市事例等を参考に「個人設置型浄化槽の維持管理促進を図る取組方針」を策定した。当該方針に基づき、民間清掃業者等と連携し、適正な維持管理をしていただくためのリーフレットを配布するなど、周知啓発の強化に努めている。

1 特定の事件（平成28年度）

補助金に係る財務に関する事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年3月21日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="199 600 790 638">1. 相模原市防災協会補助金</p> <p data-bbox="199 651 790 1055">補助金は一括して交付されているが、交付先の予算書では、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に用途の定めに応じて区分して計上されている。決算書では、公益目的事業会計の補助金が減額され法人会計の補助金が増額されており、結果として法人会計に内部留保が増加している。</p> <p data-bbox="199 1070 790 1272">法人会計の補助金を増額させなくとも経常費用は経常収益を下回っており、補助金の余剰については、返還を求めべきである。</p> <p data-bbox="311 1339 774 1377">（報告書 208～211頁）</p>	<p data-bbox="826 600 1412 638">1. 相模原市防災協会補助金</p> <p data-bbox="826 651 1412 1003">相模原市防災協会の法人会計の当期経常増減額は3,160千円となっているが、このうち決算時に公益目的事業会計から法人会計に補助金を振り替えたことにより生じた余剰額1,942千円について返還を求め、平成29年3月14日に返還を受けた。</p> <p data-bbox="826 1019 1412 1272">その他の法人会計の収支差額については、平成28年度に実施した防災協会事務室の増床に係る工事費用とするため、内部留保とすることを認めたものである。</p>